取扱注意

国立大学協会第6常置委員会昭和50年9月18日

国立大学の授業料について

I授業料の性格

I-1 従来の見解

- (1) 従来、授業料の性格については、
- (1) 「学校が教育を施すという事実に対する反対給付」 または、
- (ロ) 「学校という営造物の利用に対して徴収される使用料」 であり、その水準は設置者が決定するもの、として説明する見解が有力であった。

しかるに、これに対しては、このような考え方は、「対価主義あるいは受益者負担に連なる」もので、授業料値上げに利用されている、ということから、大学関係者の側からは、しばしば批判的な意見が述べられて来た。

[かって第6常置委員会が「授業料は形式的な使用料であり、(実質的には)有効利用のための確認料である」との見解を示したことがある(昭461116。会報第55号72~75ページ参照。)のも、このような懸念をもとに、授業料の「反対給付」又は「使用料」的性格を、実質的に否定しようとしたものであった。

しかし、学生の利用意思と授業料納付の事実とは本来関係のないことで、 学生の除籍事由としても、(I)欠席長期にわたるとき、又は成業の見込がない とき、(II)授業料の納付を怠り督促を受けなお納付しないとき、の両者があげ られるのを例とするところから見ても、この説明は技巧的に過ぎ、現実にも 適合しないものといわざるを得ないのである。〕

(2) しかし、「反対給付」、「営造物使用料」の観念は、必ずしも対価主義、受益者負担の原則に連るものではなく、その内容がどういう基準によってきめられるべきかは、別に考えられるべき問題である。

元来、対価主義、受益者負担の原則というのは、社会的公正の見地からみて、当該公共事業に要する経費を、受益者の負担に帰せしめることを妥当とする場合における料金決定の基準となるものであるが、国の事業のすべてに通用する原則ではない。

授業料が、営造物使用料の一種であるという言い方は、とくにこのことを よく示している。

営造物というのは、公共の用に供する公の施設の総称で、その利用の代償をどういう基準によって定めるかは、営造物の種類性質の如何による。営造物のうちには、無償利用が認められるものも少なくなく、使用料を徴する場合にも、必ずしも常に、受益者負担の原則が適合するわけではないのである。

(3) 従って、問題は、上記(1)、(1)のように説明するだけでは、国立大学の 授業料の性格が十分に明らかではなく、そのため、対価主義、受益者負担説 がしのび込む余地が残されていることにある、といってよいだろう。

I-2 では、どう考えるべきか

- (2) そして、このことは、教育のもつ社会的意義の然らしむるところであるといってよい。教育は、直接には、個人の能力資質の開発を目的とするが、 それを通じて、人類社会が歴史的に蓄積した、知的精神的遺産を、後の世代

に発展的に継承させるという社会的意義をもつもので、大学教育を含む国民 教育の充実は、当該社会を維持発展させるための不可欠の条件である。

そして、このことはまた、次代の国民に対して果すべき国の貴務にほかな らないものであるから、そのために必要とされる膨大な経費を、受益者負担 的見地から、原則として被教育者の負担に帰すべきものと解するようなこと は、本末転倒といわなくてはならない。

- (3) 他方において、現代社会の複雑高度化は、当然に、高学歴社会の様相を呈する。従って、国民の教育需要は増大の一途を辿るが、そこにおいて、進学の意思と能力を有する者に、ひとしく大学教育を受ける機会を保障する(憲法26条参照)ためには、そのための費用はできるだけ低廉でなくてはならないのである。
- (4) 従って、国立大学の教育は無償であってもよい筈のものであるが、現 に授業料の徴収は行われており、それにはそれなりの理由があるといってよ い。

というのは、大学教育を受けることは、いうまでもなく大きな個人的利益をもたらすことであり、それは全国民中一部の者の享受する特殊利益である。しかしこのことが直ちに、受益者負担の原則と結びつくものではないことは、すでに詳しく述べたが、他方、被教育者に、教育費の一部を負担させる合理的根拠となるものであることも否定し難いところである。(いわゆる"教育投資論"はとらない。)

問題はその限界であるが、これには、様々な考慮要素があって、にわかに 論断することは困難というのほかはない。高等教育認談会の「高等教育の拡 充整備計画について」(昭 4 9.3)及び「昭和 4 9年度における審議のまと め」(昭 5 0.3)においてはそれぞれ「高等教育費の負担に関する検討課題」 「高等教育の経費負担について」の項目の下に、若干の検討課題を示してい るが、学生の授業料に関しては、いまだ、「国公私立を通じ、妥当な受益者 負担のあり方について検討すること」(昭 4 9)、「学生の負担については、 国公私立を通じて妥当な程度の負担を求めること」(昭 5 0)というに止まっている。

ただ、上述のところよりすれば、その額はできるだけ低廉であることが望ましく、かつ、授業料の引上げは、学生生活に大きな影響を及ぼさざるを得ないから、余程の根拠がない限り、行うべきではない、といえるだろう。

I-3 まとめ

- (1) 国立大学における教育に要する費用は、国の教育責任に由来する費用であるから、国にはこれを負担する理由がある。
- (2) 国立大学の授業料は、教育に要する経費の一部を学生の負担とするものであるが、それは、国立大学の学生が、現状においては特殊利益の享受者たる地位にあることに基づいている。
- (3) 国立大学の授業料は、教育の機会均等を確保するために、できるだけ 低廉であることが望ましく、その引上げには、余程の根拠を必要とする。

II 補 L

Ⅱ-1 国立大学の授業料は安すぎるか

国立大学の授業料がいかにあるべきかについての明白な基準がない以上、 この問題に対する解答のために、決め手となるものはない。しかし、国立大 学の授業料の性格に鑑みれば、いくら低廉であっても、安すぎるということ はない筈であるが、なお若干の指標により、現状の検討を試みよう。

(1) 教育に要する経費との比較

国立学校運営費に占める授業料等収入額の割合

	授業料等	等 収 入 額	国立学校運営費、				
年度	ens des (A)	授業料(B)	金 額 (C)	比 率			
	総 額 (A)	女架件(5)	金融(5)	$\frac{A}{C} \times 100$	$\frac{B}{C} \times 100$		
4 5	6,015	4,029	1,81,008	3. 3	2. 2		
4 6	6,050	4,079	206,864	2. 9	2. 0		
4 7	10,079	6,296	2 4 2, 7 6 3	4. 2	2. 6		
4 8	1 2,1 7 3	8,385	283,802	4. 3	3. 0		
4 9	1 4,1 4 8	10,555	3 4 3, 4 5 3	4. 1	3. 1		

- (注) 1. 授業料等収入額は、歳入予算額である。
 - 2. 国立学校運営費は、(項)国立学校の当初予算額である。

この表によってみれば、国立学校運営費に対する授業料等の割合は、著しく低いが、この運営費の中には、直接には教育に関係のない多額の研究費も含まれていることに注意しなければならない。高等教育懇談会のまとめ(昭49)でも、このことは指摘されている。

なお、この点に関する国際的比較については、次のような資料がある。

高等教育費の負担区分(国際比較) - 高等教育懇談会(昭50)資料

F61	名		公財政負担分			そ	Ø	他	合 計
国	<i>a</i>	国	地方	小 計	授 薬料等	寄附金等	小 計	合 計	
		平均	4 5.1	7.6	5 2.7 [,]	2 5.1 %	22.2	47.3	100.0
日本	1972年度	国公立	8 3.2	1 4.7	97.9	2.1	0.0	2.1	100.0
		私立	6.7	0.4	7.1	47.4	4 5.5	9 2.9	1 0 0.0
		平均	(連邦) 13.6	314	4 5.0	21.0	3 4.0	5 5.0	1 0 0.0
アメリカ 合 衆 国	1970年度	国公立	1 3.2	4 6.9	6 0.1	1 3.1	2 6.8	39.9	1 0 0.0
		私立	1 4.1	2.5	1 6.6	3 5.8	4 7.6	8 3.4	1 0 0.0
イギリス	1970	年度	8 6.9	0.5	87.4	6.4	6.2	1 2.6	1 0 0.0
フランス	1968	年度	9 5.0	-	9 5.0	5.0	_	5.0	1 0 0.0
西ドイツ	1965	年度	9 (). 6	90.6	3.7	5.7	9.4	1 0 0.0

- (注) 1 「授業料等」は、授業料その他の学生納付金である。
 - 2. 「寄附金等」は、寄附金、事業収入、借入金等である。
- (出典) 「Digest of Educational Statistics」(1973年)
 「Statistics of Educational」(1971年)
 OECD「The Cost and Finance of Higher Education」

これによれば、日本の国公立大学における授業料等負担分は2.1 %で、国際的には、最も低率であるが、国立学校運営費に占める授業料等収入額の割合(前掲)は、4.2 %(昭47)となっているから、この数字をとれば、大差はない。

しかも、別の新しい資料(次表参照)によれば、フランスや西ドイツでは、 現在授業料は徴収しないことになっていることにも注意する必要がある。

主要国の学生納付金状況及び1人当り国民所得との比較

-	玉		· 4	.	設置	大 学 名	学 生 納 付	金 (年額)		国民所得			
		•		=	者	Д 7 4	対円貨価格 (A)	備考	- 1 人当り国民所得 (B)	との比率 (A/B)×100			
					州立	総合大学(平均)	(1974) 199,584 円	授業料及び実験費等が含まれる。	年 (1973) 1,560,020	1 2.8			
						u	カリフォルニア大学 (サンディエコ校)	(1974) (214,368) 246,400	【授業料及びその他の納付金	(1973) 1560020	(1 3.7) 1 5.8		
	7 1	1) +	· 合 务	± FR ·	V	ミシガン大学	(1974) (214,368)	∫()は州内出身者に係るもの。	(1973) 1,560,020	(1 3.7) 1 5.5			
		, ,	Д		私立	総合大学(平均)	(1974) 802,648	授業料及び実験費等が含まれる。	(1973) 1,560,020	5 1, 5			
					"	コロンピア大学	(1974) 1,016,400	→ ・授業料及びその他の納付金 ′	(1973) 1,560,020	6 5. 2			
					u .	スタンフォード大学	(1974) 1,039,500		(1973) 1,560,020	6 6. 6			
			ŋ	・ス		私立	ランカスター大 学	(1974) 78,624		(1973) 721,644	1 Q 9		
	ſ	ギ			u	イーストアングリア大学	(1974) 81,648	〉授業料を含む複合納付金	(1973) 721,644	1 1.3			
					"	エセックス大学	(1971) 76,032		(1970) 513,436	1 4.8			
	7	ラ	ン 	ス	国立	国 立 大 学	(1974) 9,605	授業料は徴収しない。図書館費等 の合計額	(1973) 1,106,336	0.9			
	. 西	۲.	1	ッ	国立	ボ ン 大 学	(1974) 14,039	入学料、授業料は徴収しない。	(1973) 1,405,404	1. 0			
		,				ポッフム大学	(1974) 14,189	」·学生事業費等の合計である。	(1973) 1,405,404	1. 0			
	3			本	国立	国 立 大 学	(1975) (86,000) 36,000	()は授業料及びその他の納付金	(1974) 1,316,816	(6. 5) 2. 7			
	日				本	本	本	本	私立	私 立 大 学 (平均)	(1975) (361,624) 176,498	∫を含む。	(1974) 1,316,816

対円換算レート 1ドル=308円,1ポンド=864円,1フラン=649円,1マルク=1036円

資料:教育指標の国際比較(文部省大臣官房調査統計課調)

: 国際比較統計(日本銀行統計局調)

以上の諸資料によってみれば、教育に要する経費のうち、授業料の占める 比率がとくに低すぎるとは、いえないのではなかろうか。

(2) 学生の生活状態との対比 この点については、別稿に譲る。

(3) 私学の授業料との対比

次の表に示されているように、国立の授業料は、私学のそれに比し遙かに 安く、その較差は年々増大している。

国立と私立の授業料、入学料及び検定料比較表

$\overline{}$	区		大							셤	<u> </u>		
$ \ $	分	授	棠	菜 料		入 学 巻			4	検		定 料	
年		国	立	私	立	国	立	私	立	围	立	私	立
E	E\		指数	月額	指数	金幣		金額	指数		指数	金額	指数
3	1	750	100	1,964	100	1,00	100	9,715	100	1,000	100	2,441	100
3	2			2,1 01	107			10,834	112			2,568	105
3	3			2,279	116			13,366	1 38			2,681	110
3	4			2,387	122			13,226	136			2,850	117
3	5			2,648	135			15,155	156			2,913	119
3	6			3,181	162			20,507	211			3,085	126
3	7	↓	↓	3,723	190	1	↓	25,470	262		↓	3,400	139
3	8	1,000	133	4,31 3	220	1,50	1 50	30,328	312	1,500	150	3,802	156
3	9	1 1		5,146	262	1		35,571	366			4275	175
4	0			5,669	289		$ \downarrow$	41,628	428			-	-
4	1			6,218	317	4,00	0 400	44,718	460	3,000	300	5,027	206
4	2			6,426	327			48,311	497			5,120	210
4	3			6,855	349			51,026	525			5272	216
4	4			7,004	357			52,028	536			5,335	219
4	5			7,139	363			52,755	543			5,416	222
4	6	↓		7,665	390	↓	1	53,511	551			5,713	234
4	7	3,000	400	8,708	443	1 2,00	0 1200	57,637	593	5,000	500	6,097	250
4	8			9,981	508		11	66,221	682			7,155	293
4	9			10,983	559	\downarrow		72,513	746	. ↓		7,916	324

他方、次表をみれば明らかなように、わが国においては、私学に学ぶ学生 の数は、圧倒的に多いのである。

各国の高等教育機関在学者数の設置者別の実数と比率(1971 年度) 高等教育懇談会(昭50)資料

	_			計	国 • /	公 立	私	立
日		,	本	1,761,000 ^人	407,000 ^人	2 3.1 %	1,354,000人	76.9 [%]
アノ	, j) ,	か合刻	衆国	8,1 1 6,0 0 0	6,014,000	7 4.1	2,1 0 2,0 0 0	25.9
1	*	Ŋ	ス	2 4 3,0 0 0	243,000	1000	-	-
フ	ラ	ν	ス	854,000	8 2 5,0 0 0	96.4	31,000	3.6
西	۲	1	ッ	478,000	478,000	1000	-	-
y			連	4,5 9 8,0 0 0	4,598,000	1000	· -	-

(出典) [Digest of Educational Statistics] (1972年)
[Statistics of Education] (1971年)
[Statistiques des enseignemeuts] (1971-72年)
[Statistisches Jahrbuch] (1973年)
[Narodnoe Khoziaistvo SSSR] (1971年)

高学歴社会においては、大学教育に対する社会的需要は、当然に巨大なものとなる。わが国において、私学の学生が圧倒的に多いのは、国の教育施設がその需要に応じ切れないために外ならないが、そうである以上、私学に学ぶ学生やその家族が、彼等のみが高額の授業料負担を余儀なくさせられていることに対し、社会的な不公正を感じるのは、むしろ当然といえよう。しかしこれが、国立の授業料の引上げによって解決されるべき性質の問題ではないことも、いうまでもないことである。

Ⅱ-2 授業料の値上げは必要か

この点についても、充分な資料がないのに断定的な見解を述べるととは差

控えなくてはならないが、次表にみるごとく、国の行政費中に占める教育費 の割合は、むしろ低下の傾向にある。

国の行政費と国の教育費 - 髙等教育懇談会(昭50)資料

	国の行政費 (A)	国の教育費 (B)	国の高等 教育費 (c)	(B) (A)	(C) (A)	(C) (B)
昭和40年度	37,538億円	4,995億円	1,698億円	1 3.3%	4.5%	3 4.0%
4 1	44,932	5,673	2,012	1.2.6	4.5	3 5.5
4 2	5 1, 485	6,41 2	2,314	1 2.5	4.5	36.1
4 3	59,817	7,249	2,616	1 2.1	4.4	36.1
4 4	70,486	8,072	2,823	1 1.5	4.0	35.0
4 5	82,410	9,515	3,282	11.6	4.0	345
46	96,154	11,015	3,715	1 1.5	3.9	33.7
4.7	119,828	1 2,9 68	4,251	10.8	3.5	32.8

- (注) 1. 「国の行政費」は、一般会計と国立学校特別会計の歳出純計額で ある。
 - 2. 「国の高等教育費」は、国立学校特別会計歳出決算と、公私立大 学関係国庫補助金決算額の合計である。

国の高等教育費のうち、私立学校助成費ののび率は次のように著しい。

文部省関係私学助成予算の推移 — IDE 47集38頁による。

		昭和43	4年度	昭和44年度		昭和45年度		昭和4	5年度	昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	区分	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増	予算額	対前 年増
-19-	一般会計予算総額	億円 58,185	% 1 7.5	億円 67,395	% 1 5.8	億円 79,497	% 1 8.0	億円 94,143	% 1 8.4	億円 114,704	% 218	億円 142,841	% 2 4.5	億円 170,994	% 19.7
	文 部 省 所 管 (純計)	6,984	1 2.1	7,889	1 3.0	8,973	1 3.7	10,410	1 6.0	1 2,4 9 7	2 0.0	1 5,01 5	2 0.1	18,966	2 6.3
	国立学校特別会計	2,504	(35.9) 1 0.2	2,7 6 4	(35D) 1 0.4	3,054	(34D) 1 0.5	3,411	(328) 117	3,978	(31.8) 1 6.6	4,645	(30.9) 1 6.8	5,7 0 4	(30.1) 22.8
	私立学校助成费	95	5 8.3	103	(1.3) 8.4	175	(2D) 69.9	245	(24) 40.0	355	(28) 44.9	493	(33) 38.9	713	(38) 44.6
	(うち私 大経常費 補助)	_		_		(132)		(198)		(301)		(434)		(640)	

- [注] 1. 当初予算額(49年度は予算案)による。
 - 2. 「対前年増」欄のカッコ内は、文部省所管(純計)に占める割合いである。

-12-

fer a

そして、先般の私立学校振興助成法の制定により、更に飛躍的増額が予想され、かりにその額が昭和49年度の倍額となるものとすれば、約1,500億円に達するが、これとて国の行政費における高等教育費の占める割合を、著増せしめるものではないであろう。

他方、国立大学の授業料収入は、昭和49年度において105億55百万円 であるから、かりにこれを3倍にするとしても316億余円であり、国の教 育費に対する寄与率の変化は、微々たるものであろう。

昭和50年度以降における国の財政事情の変化は、ここでは、考慮の外に おかれているが、少なくとも、以上でみる限り、国の財政事情を理由とする 授業料の値上げには、余り根拠があるとは思えない。のみならず、私立学校 助成費の増額は、国立・私立間の較差の増大に歯止めをかける役割を果すも のであることにも留意する必要があろう。

Ⅱ-3 授業料減免及び育英制度との関係

- (1) 授業料の減免は例外的措置であり(現在は4.75%)、それによって 授業料値上の影響を充分に除去することはできないだろう。
- (2) 育英制度との関係については、第6常置昭 46.11.16見解(会報55号73~74ページ)参照。とくに、「育英制度の充実は、低所得層の英才に対しその大学進学に伴う収入機会の喪失という機会費用を補塡し、その大学における修学を可能にすることを目途としてすすめられるべきものと考える。育英制度の現状はこの目標とはほど遠い。……育英資金の支給額と授業料の徴収額との間には直接の関連はない。……授業料が無料であって、しかも十分な育英資金の支給がなされてもすこしも不都合はないはずである。」との指摘に注意。